

規制シート(様式)

(別紙1)

180200500480001

平成27年7月29日

規制の名称	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理	所管府省	経済産業省
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律 ・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行令 ・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則 ・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則第六条第二項の規定により経済産業大臣が定める割引率を定める告示 ・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について ・原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行令等の解釈について 	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	電力・ガス事業部 原子力立地・核燃料サイクル産業課長 小澤 典明
規制目的	原子力発電における使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、使用済燃料再処理等積立金の積立て及び管理のために必要な措置を講ずることにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与すること。		
規制内容の概要	<p>○特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等を適正に実施するため、毎年度、使用済燃料再処理等積立金を積み立てなければならない。</p> <p>○特定実用発電用原子炉設置者は、毎年度、特定実用発電用原子炉の運転に伴う使用済燃料の発生状況、再処理等の実施に関する計画、再処理等に要する費用等を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p>○特定実用発電用原子炉設置者等は、使用済燃料再処理等積立金を取り戻そうとするときは、毎年度、取戻しに関する計画を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>等</p>	関連する 予算	—

<p>規制の最近の改廃経緯</p>	<p>本規制について、最近の改廃はない状況。 なお、本規制を取りまく最近の状況としては、昨年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、「原子力事業者は、高いレベルの原子力技術・人材を維持し、今後増加する廃炉を円滑に進めつつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生を契機とした規制強化に対し迅速かつ最善の安全対策を講じ、地球温暖化対策やベースロード電源による安定的な供給に貢献することが求められている。このため、国は、電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、原子力事業者がこうした課題に対応できるよう、海外の事例も参考にしつつ、事業環境の在り方について検討を行う。」としている。これを受け、昨年6月から総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会において検討を開始したところ。同委員会の中間整理において、「事業者が共同実施してきた核燃料サイクル事業について、今後、自由化により事業者間の競争が進み、また原発依存度が低減していく中においても、安定的・効率的な事業実施が確保されるよう、各事業者からの資金拠出の在り方等を検証し、その検討を踏まえて、必要な措置を講じていくことが重要」とされた。 また、本年6月に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」の国会審議においても、「原子力事業者が共同で実施してきた再処理等の核燃料サイクル事業や原子力損害賠償制度については、小売全面自由化により競争が進展し、また、原子力依存度が低減していく中においても、安定的・効率的な事業実施が確保される必要があることから、国と事業者の責任負担の在り方を含め、遅滞なく検討を行うこと。特に、核燃料サイクル事業については、民間企業の活力の発揮を前提としつつ、(中略)遅滞なく検討を行い、電力市場における小売全面自由化が平成二十八年を目途に開始されることを踏まえて、措置を講じること」との附帯決議が採択された。 これらを踏まえ、本年6月、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会の下に「原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループ」を設置したところであり、今後、核燃料サイクル事業における資金拠出の在り方等の検証等を行うこととしている。</p>	<p>関連する政策評価結果</p>	<p>—</p>
<p>規制を維持、改革又は新設する理由</p>	<p>上記のとおり、今後検討されていく事項であるが、現時点においては、具体的な対応方針が決まっているわけではなく、本規制は維持する。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>			
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成32年度</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)	
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由	